

## 一時免税輸入手続に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め

財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）及び亜東関係協会は、  
1972年12月26日に締結した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」の第3項(5)、(7)、(12)及び(13)に関連し、  
日本及び台湾の間の経済活動及び文化交流を促進するため、  
再輸出免税が適用され、一時的に輸入される物品の通関手続を、日本及び台湾の現行法令の範囲内で簡素化することについて、  
次に掲げる事項の実施について必要な関係当局並びに発給団体及び保証団体の同意が得られるよう相互に協力することを合意した。

### 第一条 定義

この取決めの適用上、

- (1) 「一時輸入」とは、日本又は台湾の法令の規定に従い、再輸出免税が適用されて一時的に輸入することをいう。
- (2) 「免除された関税等」とは、日本又は台湾の法令の規定に従い、一時輸入に際して免除された関税及びその他の税並びにそれらに付随する延滞税をいう。
- (3) 「対象物品」とは、相手側から一時輸入される物品のうち、この取決めに従って通関手続が簡素化される物品をいう。
- (4) 「特別通関手帳」とは、この取決めに従って発給され及び使用される輸出入申告及び再輸出免税に係る手続に必要な通関手続書類をいう。
- (5) 「発給団体」とは、特別通関手帳を発給する団体をいう。
- (6) 「保証団体」とは、第五条の規定により免除された関税等の納付を保証する団体をいう。
- (7) 「者」とは、自然人及び法人をいう。

### 第二条 対象物品

- (一) 台湾から日本に一時輸入する物品のうち、対象物品は、次に掲げるものであって、輸出入申告するものに限る。
  - (1) 学術研究用品
  - (2) 試験品
  - (3) 貨物を輸出し、又は輸入する者が当該輸出又は輸入に係る貨物の性能を試験し、又は当該貨物の品質を検査するため使用する物品
  - (4) 注文の取集め若しくは製作のための見本又はこれに代る用途のみを有する写真、

- フィルム、模型その他これらに類するもの
- (5) 国際的な運動競技会、国際会議その他これらに類するものにおいて使用される物品
  - (6) 日本に入国する巡回興行者の興行用物品並びに日本に入国する映画製作者の映画撮影用の機械及び器具
  - (7) 博覧会、展覧会、共進会、品評会その他これらに類するものに出品するための物品
- (二) 日本から台湾に一時輸入する物品のうち、対象物品は、次に掲げるものであって、輸出入申告するものに限る。
- (1) 職業用具
  - (2) 展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品
  - (3) 商品見本、広告資料及び広告用フィルム
- (三) (一)及び(二)の規定に関わらず、加工又は修理に向けられる物品は対象物品から除く。

### 第三条 特別通関手帳の発給

- (一) 特別通関手帳は、対象物品を一時的に輸出し、再輸入する地域の発給団体がこれを発給する。
- (二) 特別通関手帳の有効期間は発給の日から1年とし、有効期間の延長は認められない。
- (三) 特別通関手帳には、日本及び台湾の法令において、輸出入申告及び再輸出免税に係る手続に必要とされる事項が記載されたものとして、日本及び台湾の税関が認める様式でなければならない。
- (四) 特別通関手帳には、発給団体の正当なスタンプ及び当該団体の権限ある職員の署名が必要とされる。
- (五) 特別通関手帳が発給された後は、当該手帳の表紙の裏面又はこれに添付されるつづき用紙に記載されている物品の表（総合物品表）に、他の品目を追加してはならない。

### 第四条 特別通関手帳の使用

- (一) 対象物品の輸出入申告及び再輸出免税に係る手続については、この取決めに定める条件に従って発給され及び使用される特別通関手帳が、通関用書類として認められる。
- (二) 特別通関手帳により行われる再輸出免税手続については、税関から担保の提供を求められない。

## 第五条 保証

- (一) 対象物品について、再輸出のために定められる期間内に輸出されなかった場合又は再輸出免税が適用された用途以外の用途に供された場合には、一時輸入された地域の税関は、当該地域の法令に従い免除された関税等を徴収する。
- (二) (一)の場合には、特別通関手帳を用いて一時輸入した者又は対象物品が一時輸入された地域の保証団体は、この取決めの第七条(三)にいう当該保証団体と他方の地域の発給団体との間の合意文書に従い、免除された関税等を納付する。
- (三) (二)により免除された関税等を納付した保証団体は、この取決めの第七条(三)にいう当該保証団体と他方の地域の発給団体との間の合意文書に従い、当該特別通関手帳を発給した発給団体に対して、当該免除された関税等に相当する金額の支払いを請求することとし、当該発給団体は速やかに当該請求された金額を当該保証団体に対し支払う。

## 第六条 雑則

- (一) この取決めの附属文書はこの取決めの不可分の一部とする。
- (二) この取決めに定められていない事項については、日本及び台湾のそれぞれの法令に従う。
- (三) 一時輸入される物品がその地域内にある間にその物品に係る特別通関手帳が著しく損傷し、亡失し又は盗まれた場合において、発給団体が、この取決めに従って当該特別通関手帳を再発給したときは、当該再発給された特別通関手帳は、通関用書類として認められる。

## 第七条 手続規定

- (一) 両協会は、この取決めの運用を見直し、また、この取決めの解釈及び適用の統一を確保するための措置を検討するため、一方の要請に応じて協議する。
- (二) この取決めは、両協会の一方向の要請に基づき、両協会双方の合意によって改正することができる。
- (三) 日本及び台湾の発給団体及び保証団体は、この取決めを実施するために必要な事項を定めた合意文書を締結する。
- (四) この取決めの解釈又は適用に関する両協会間の紛争は、両協会間の協議によって解決する。
- (五) この取決めの運用に関する発給団体と保証団体との間の紛争は、発給団体、保証団体及び両協会との間の協議によって解決する。
- (六) この取決めは、2001年5月21日から効力を発し、いずれかの一方の協会が他方の協会に対して書面でこの取決めに終了させる意思を通告してから90日後まで効力を有する。
- (七) この取決めに改正又は終了した後においても、それ以前に発給された特別通関手帳は、引き続き効力を有するものとし、保証団体によるその保証の効力は、失われぬ。

本取決めは日本語及び中国語により作成し、双方の代表は、以上の証拠として、2001年5月21日、台北において、この取決めに署名した。

財団法人 交流協会代表

亜東関係協会代表

後藤利和  
林金萱

## 合意議事録

本合意議事録は、「一時免税輸入手続に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」（以下、「取決め」という。）の解釈について、財団法人交流協会（以下、「交流協会」という。）と亜東関係協会との間の当事者の了解文書として作成したもので、取決めと一体をなすものである。

一. 取決め第一条(2)に定める免除された関税等の具体的内容は次のとおりである。

- (一) 台湾から日本に一時輸入する場合、日本の法令に従い免除された関税及び内国消費税並びにそれらに付随する延滞税をいう。
- (二) 日本から台湾に一時輸入する場合、台湾の法令に従い免除された関税、国内消費税及び内地税並びにそれらに付随する延滞金をいう。

二. 取決め第一条(5)及び(6)について、

- (一) 日本の発給団体及び保証団体は、「社団法人国際商事仲裁協会」とする。
- (二) 台湾の発給団体及び保証団体は、「中華民國對外貿易發展協会」とする。

三. 取決め第二条(一)に定める対象物品は、日本の関税定率法第十七条第1項第五号から第九号に規定する物品をいう。

四. 取決め第二条(二)に定める対象物品について、

- (一) (1)に定める物品は、1961年6月8日にブラッセルで作成された「職業用具の一時輸入に関する通関条約」で規定される職業用具をいう。
- (二) (2)に定める物品は、1961年6月8日にブラッセルで作成された「展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約」で規定される展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品をいう。
- (三) (3)に定める物品は、1952年11月7日にジュネーヴで作成された「商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約」で規定される商品見本、広告資料及び広告用フィルムをいう。

五. 取決め第三条及び第四条について、特別通関手帳の内容及び用途は次のとおりである。

(一) 日本で発給される特別通関手帳

日本で発給される特別通関手帳は、「輸出申告書」、「輸入申告書」、「再輸出申告書」及び「再輸入（納税）申告書」が含まれる。

- (1) 「輸出申告書」は、日本において輸出手続を行うための輸出申告の書面として取り扱われる。
- (2) 「輸入申告書」は、台湾において輸入手続を行うための輸入申告及び再輸出免税の

書面として取り扱われる。

(3) 「再輸出申告書」は、台湾において再輸出手続を行うための輸出申告の書面として取り扱われる。

(4) 「再輸入（納税）申告書」は、日本において再輸入手続を行うための輸入申告の書面として取り扱われる。

(二) 台湾で発給される特別通関手帳

台湾で発給される特別通関手帳は、「輸出申告書」、「輸入（納税）申告書（免税明細書兼用）」、「再輸出申告書」、「輸出届出書」及び「再輸入申告書」が含まれる。

(1) 「輸出申告書」は、台湾において輸出手続を行うための輸出申告の書面として取り扱われる。

(2) 「輸入（納税）申告書（免税明細書兼用）」は、日本において輸入手続を行うための輸入申告及び再輸出免税の書面として取り扱われる。

(3) 「再輸出申告書」は、日本において再輸出手続を行うための輸出申告の書面として取り扱われる。

(4) 「輸出届出書」は、日本において再輸出した時に提出する輸出届出の書面として取り扱われる。

(5) 「再輸入申告書」は、台湾において再輸入手続を行うための輸入申告の書面として取り扱われる。

六. 取決め第三条（二）に係る有効期間の扱いは、次のとおり取り扱われる。

(一) 台湾から日本に一時輸入する場合、特別通関手帳の有効期間内に一時輸入されなければ当該特別通関手帳を使用することはできないが、有効期間内に輸入されれば、有効期間を超過したとしても、輸入の許可の日から1年以内（税関長の承認を受けた貨物については、1年を超え税関長が指定する期間内）であれば、当該特別通関手帳を再輸出手続の書類として認める。

(二) 日本から台湾に一時輸入する場合、特別通関手帳の有効期間内に一時輸入し、かつ再輸出されなければならない。

七. 取決め第五条の免除された関税等の徴収及び納付は、日本及び台湾において次のとおり取り扱われる。

(一) 日本における措置

(1) 税関は、免除された関税等の徴収を特別通関手帳を用いて一時輸入した者（以下、「使用者」という。）から行うが、当該使用者が、当該免除された関税等を納期限内に納付しない場合、既に出境していることが明らかな場合又はその居所が判明していない場合には、日本の保証団体は、取決めの第七条（三）にいう台湾の発給団体との間の合意文書に従い、税関からの通知があった場合には、当該使用者に代わって、当該免除された関税等を納付する。

(2) 日本における再輸出期限は輸入の許可の日から1年以内（1年を超えることがやむを得ないと認められる理由があり、税関長の承認を受けた貨物については、1年を超え税関長が指定する期間内）である。

(3) 再輸出手続及び再輸出届出が行われなかった場合には、事後に再輸出の事実が確認

されたとしても、関税等の納付義務は免れることができない。

(二) 台湾における措置

- (1) 税関は、免除された関税等の徴収を台湾の保証団体から行う。台湾の保証団体は、税関から請求があった場合、1961年12月6日にブラッセルで作成された「物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約」第六条の規定に準じて、当該免除された関税等を納付する。ただし、この場合において、台湾の保証団体が納付する額は、免除された関税等から付随する延滞金を除いた額に、その10%に相当する額を加えた額を限度とする。
- (2) 台湾の保証団体は、台湾に一時輸入されたものについて、同条約第七条から第九条の規定に準じて調整を行うことができる。

2001年5月21日

財団法人 交流協会代表

渡藤利雄

亜東関係協会代表

林金莖